

令和2年五所川原市教育委員会第3回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和2年五所川原市教育委員会第3回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第13号	令和2年3月23日	臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市立小学校及び中学校の臨時休業の決定について）	令和2年3月23日	原案可決
議案第14号	令和2年3月23日	臨時代理の承認を求めることについて（平成31年度五所川原市一般会計補正予算（教育予算））	令和2年3月23日	原案可決
議案第15号	令和2年3月23日	臨時代理の承認を求めることについて（令和2年度五所川原市一般会計予算（教育予算））	令和2年3月23日	原案可決
議案第16号	令和2年3月23日	五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について	令和2年3月23日	原案可決
議案第17号	令和2年3月23日	五所川原市社会教育指導員設置に関する規則等を廃止する等の規則の制定について	令和2年3月23日	原案可決
議案第18号	令和2年3月23日	五所川原市公民館運用要綱の制定について	令和2年3月23日	原案可決
議案第19号	令和2年3月23日	五所川原市少年相談センター運営要綱の制定について	令和2年3月23日	原案可決
議案第20号	令和2年3月23日	工事の計画について	令和2年3月23日	原案可決
議案第21号	令和2年3月23日	五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について（追加議	令和2年3月23日	原案可決

		案)		
議案第22号	令和2年3月23日	五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について (追加議案)	令和2年3月23日	原案可決
議案第23号	令和2年3月23日	五所川原市教育委員会職員の人事について (追加議案)	令和2年3月23日	原案可決

令和2年五所川原市教育委員会第3回定例会会議録

日時：令和2年3月23日（月） 午後1時00分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 議会委員会室

◎議事日程

開会

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 前回会議録の承認（令和2年第3回定例会）
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 議案第13号 臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市立小学校及び中学校の臨時休業の決定について）
- 第 6 議案第14号 臨時代理の承認を求めることについて（平成31年度五所川原市一般会計補正予算（教育予算））
- 第 7 議案第15号 臨時代理の承認を求めることについて（令和2年度五所川原市一般会計予算（教育予算））
- 第 8 議案第16号 五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について
- 第 9 議案第17号 五所川原市社会教育指導員設置に関する規則等を廃止する等の規則の制定について
- 第10 議案第18号 五所川原市公民館運用要綱の制定について
- 第11 議案第19号 五所川原市少年相談センター運営要綱の制定について
- 第12 議案第20号 工事の計画について
- 第13 議案第21号 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について（追加議案）
- 第14 議案第22号 五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について（追加議案）
- 第15 議案第23号 五所川原市教育委員会職員の人事について（追加議案）

閉会

◎出席教育長及び委員（４名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	丁子谷 悟 委員
2 番	木 村 吉 幸 委員
3 番	三 瀨 洋 生 委員

◎欠席した委員（１名）

4 番	奈 良 陽 子 委員
-----	------------

◎説明のため出席した職員（８名）

教育部長	小 林 耕 正
教育総務課	課長 川 浪 生 郎
社会教育課	課長 大 沢 丈 徳
スポーツ振興課	課長 近 藤 達 也
学校教育課	課長 谷 川 龍 三
学校給食センター	所長 葛 西 一
図書館	館長 吉 田 秋 蔵
学校教育課	課長補佐 川 浪 学

◎職務のため出席した職員（１名）

教育総務課	課長補佐 古 川 憲
-------	------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が３名、定足数に達しております。これより令和２年五所川原市教育委員会第３回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、2番 木村委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和2年第2回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第2回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告ですが、私から二点ございます。まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてお知らせいたし

ます。2月27日付け内閣総理大臣からの全国一斉休校の要請を受け、市教育委員会では28日に急遽臨時校長会を開催し、3月2日から26日までの市内小中学校の一斉臨時休業を決定いたしました。また、卒業式及び修了式の実施等については県及び文科省からの通知を注視しながら対応することとし、3月10日に臨時校長会を開催しております。当日は教育委員の方々にも急遽出席していただきました。本日3月19日には、国から新たな動きが示されましたので、定例会の後に後に再度臨時校長会を予定しており、入学式、始業式及び新学期等の動きについて指示することとします。文科大臣の記者会見が明日予定されており新年度の方向性を出し、基本的には臨時休業も再開する方向で動くということです。詳しくは後で教育部長から説明があります。

二つ目に、2月28日に開会した令和2年五所川原市第一回定例会は3月16日に閉会しております。会派代表質問と一般質問を通告した12名のうち4名から質問がありました。会派代表質問では、代表の木村慶則、伊藤永慈両議員から学校給食の無償化について関連の質問があり佐々木市長が答弁しております。一般質問では、高橋美奈議員から民生部所管の交通整理員の廃止に関連して、学校支援コーディネーターと通学路安全確保についての教育委員会の取り組みについて、また、黒沼剛議員からは来年度のスポーツ施設の改修施設と予算について、五所川原市野球場と金木運動公園野球場の改修予定及び硬式野球への対応についての質問がありました。また、桑田哲明議員からは答弁を必要としない提案型の質問という形式で、旧西沢家住宅と金木公民館について、また太宰治生誕祭及び走れメロスマラソンについて議員の意見を述べております。答弁内容については次回の定例会で報告いたします。

◎付議案件

○教育長

次に、日程第5 議案第13号「臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市立小学校及び中学校の臨時休業の決定について）」を議題といたします。本件について、担当より説明願います。

○教育部長

議案第13号「臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市立小学校及び中学校の臨時休業の決定について）」、議案書を基に説明した。

○教育部長

続いて、関連といたしまして本日午前中の参議院の予算委員会の中で、文科大臣が原則としてすべての学校が再開されるとの発言をしております。ですので、休業要請があった26日までという原則に基づいて27日から再開する方向で検討しております。明日文科大臣から再開に向けたチェックポイント等具体的な方針を公表するというコメントが出ております。最終的には明

日の文科大臣の発言を踏まえた上で決定して周知を図ることとしておりますが、今日これから臨時の校長会を開催予定しており、現時点の方針だと言うこと的前提で準備を進め、正式には文科省の決定を受けて指示を出すという流れになると思います。休業中にも様々な問題発生してきていることを含め、校長会議の中で集約を図っていきます。教育委員会所管の文化スポーツ施設についても利用制限を終了させる予定で考えています。ただし、新型コロナウイルス対策については利用させる上での注意点等調整を図っていきます。

○教育長

部長からは今後の予定等についても説明がありました。これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第6 議案第14号「臨時代理の承認を求めることについて(平成31年度五所川原市一般会計補正予算(教育予算))」及び日程第7 議案第15号「臨時代理の承認を求めることについて(令和2年度五所川原市一般会計予算(教育予算))」について関連がありますので一括議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○教育総務課長

社会教育課長

スポーツ振興課長

学校教育課長

学校給食センター所長

図書館長

議案第14号「臨時代理の承認を求めることについて（平成31年度五所川原市一般会計補正予算（教育予算）」及び日程第7 議案第15号「臨時代理の承認を求めることについて（令和2年度五所川原市一般会計予算（教育予算）」について、議案書をもとに説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○三瀨委員

トイレの改修事業について、9校すべてを洋式にして和式全体から見て8割ということですか。

また、金木小学校グラウンドに離れのトイレがありますが、臭いが充満しており旧式ですので子供達が落下する危険があります。こちらについては対応するのでしょうか。せめて水洗化した方がよろしいと思います。

○教育総務課長

実態調査の結果、現状の洋式の割合が学校毎にばらばらですので、一校一校の8割を洋式化することで全体の8割を様式化すると考えております。これに伴いドアの改修も必要になりまして、洋式の便器が入ることにより押すドアではなく引戸に改修します。

金木小の屋外のトイレについては、大規模改修の詳しい設計はこれからとなりますので、その中で調整をかけていければと思います。水洗化や上にかぶせる形式のものなど災害時も活用できるようなものも含め、学校との話し合いを進めていければと思います。

○教育長

大規模改修が終わってから気付いても対応できないので、この件について設計時に留意していただければと思います。

○木村委員

学校給食センターの給食数が変わることに伴い、事業費は変わらないのですか。

○学校給食センター所長

センター分と単独分の合算で載せています。変動はあると思われませんが予算計上はこの事業費で議決されています。

○丁子谷委員

走れメロスマラソンについては新年度予算では廃止となりましたが、申し込みは取っているわけですので、返す参加料や手数料なり今まで取り組んできたものについて補正にあがってくる額はないのですか。

それと、広域で配置するとしていた不登校の教室についてはどうなっていますか。

また、金小のトイレについてですが、改修が必要になると思いますが事業費が大きくなれば先送りになる可能性があります。学校だけの部分だけではなく例えば児童クラブや他分野のものへ計画を持っていくなど、これからは色々な考えが生まれてくるのかと思います。もう一つ違う面から見ていくと、築40年だとあと何年持つのか、それよりも築20年のものを手がけていくなど、順番付けをどこからやっていくのか、見極めをきちんとやっていくべきではないでしょうか。

○スポーツ振興課長

走れメロスマラソンの関係ですが、2月末の段階で800人ほどの申し込みがすでにあります。例年では2500人から2600人の申し込みがあるので3月に入ってから急激に多くなります。今回は2月末の段階で開催の可否について判断しまして、準備に使った経費もあるのですが、新年度においては開催に向けての市の補助金を交付申請する予定です。補助金の中から参加料や公告協賛金を全額返還するという方針で、3月18日に実行委員会で承認をいただき決定しています。新年度には市の補助金で必要な経費の支払いをして、参加料や公告協賛金を全額返金して残った額を市に返還する予定となっております。

○教育部長

第9回大会で最後となりますが、予算措置については第9回準備分の予算として965万予算配当されています。実行委員会方式を取っており、実行委員会と市との協議により参加料と公告協賛金を全額返還することを整えた上で中止することを決定いたしました。新年度の分については備品や広告費等の実質経費がかかっていますので、新年度で組んだ補助金から充当するという形で整っており、新年度精算して実行委員会の解散をするということになります。

○丁子谷

あえて何も出さないのではなく、計画書に載せればよかったのではないですか。

○教育部長

そのとおりです。予算編成の段階で10回大会を開催しないということ載せることはできたので、対前年比で減額があることを載せておくべきだったとは思いますが。

○学校教育課長

適応指導教室の広域化については、今年度はサテライト教室（中泊・鶴田・板柳）に原則月2回適応指導員を、五所川原で1名増員した6名体制で、曜日を決めてサテライト教室に行き午前中の4時間を勤務時間として適応指導をするということで進めています。これから各市町と協定書を締結し、予算上は6人の予算は五所川原市に付いていますが、サテライト教室に行った分については年度末に歳入の形として負担していただくことで段取りは付けています。令和2年度の実績を踏まえて令和3年度は正式にきちんとした形を作っていきます。

○丁子谷委員

中泊、鶴田、板柳の受け入れ体制として、実際やるのはあなた達ですということをきちんと確認して、救うのは子ども達であることを念頭をお願いしたいと思います。

○教育部長

理想型としては、広域の協議会を設けて負担金を徴する形での運営となりますが、実態としては現在対象となる児童生徒を抱えていないところから負担金を募るには現実に難しいとのこと。令和3年度には協議会での形には持っていく予定ですが、現実に相談に来ている方に対応するために、まずは動かすことを優先しています。

○教育総務課長

トイレの改修についてですが、これまでは鉄筋コンクリートでは80年が目安、20年、30年経過したら大規模改修、40年、50年で立て替えという考えが、今は40年で長く使っていくために手をかけていく長寿命化に転換されてきています。大規模改修は個別施設計画を立てた中で、中期的な目標として4年かけて行う計画として載せており、財政に働きかける材料になると考えることから、何かあれば中断するという事ではないと思っています。

○丁子谷委員

学校以外の他の建物のトイレに関しても、どこに話していいかわからない状況です。我々も今まで見てきて、東小学校や五二中が20年や25年で廃校になっているので、途中でどれだけメンテナンスしているかがこれからの建物の重要なところだと認識しています。見て歩いてコンクリートの状況などを整理し順番をつけることが必要です。

○教育長

丁子谷委員からのご意見ということで承りました。他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

次に日程第8 議案第16号「五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○教育総務課長

議案第16号「五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第9 議案第17号「五所川原市社会教育指導員設置に関する規則等を廃止する等の規則の制定について」及び日程第11 議案第19号「五所川原市少年相談センター運営要綱の制定について」は関連がありますので、一括議題といたします。

本件について担当課より説明願います。

○社会教育課長

議案第17号「五所川原市社会教育指導員設置に関する規則等を廃止する等の規則の制定について」、議案第19号「五所川原市少年相談センター運営要綱の制定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

少年相談センターは周知されているのですか。相談センターというと相談を受ける窓口であると捉えられますが、子育て支援や他の相談窓口との連携、タイアップはどうなっているのでしょうか。必ずこの名称でなければならないのですか。

○社会教育課長

社会教育課公民館にあり、相談センターとありますが相談実績はなく、規則に定めるとおり少年問題に関する資料の収集や広報、あくまでも少年指導員による巡回指導を主に行っております。この名称でなければならないわけではありません。

○教育長

一般的に情報を受ける相談センター的なイメージを持たれがちですので、今回はこれとして、他の絡みもありますので名称も含め今後の考える議題にしていきたいと思います。

○三瀉委員

巡回指導員の謝礼一回につき2千円というのほどのように算出していますか。全員が巡回していますか。

○社会教育課長

合併前からであり詳細は不明な部分ではあります。謝礼はずっと2千円できています。35名の委嘱があり、そのうち金木5人、市浦3人です。皆一斉に出ると予算が不足しますので班を決めて回っています。

○教育長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第10 議案第18号「五所川原市公民館運用要綱の制定について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○社会教育課長

議案第18号「五所川原市公民館運用要綱の制定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

受け入れる方で分からなくては理由になりませんので、この機会に定めることがよろしいでしょう。質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第12 議案第20号「工事の計画について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○教育総務課長

議案第20号「工事の計画について」について、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に追加議案として、日程第13 議案第21号「五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○教育総務課長

議案第21号「五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」、議案書を基に説明した。

○スポーツ振興課長

走れメロスマラソン係が廃止ということですが、まだ委員の皆様は大会の終了と第9回大会中止について報告をしておりませんでしたので、この場をお借りして報告いたします。走れメロスマラソンは太宰治生誕100年の前年にあたる2008年に第一回を開催し、2009年に本大会、2014年に合併10周年を記念し復活開催して参りましたが、太宰治生誕110年を経てイベントとして一定の役割を終えたと判断し、市長と実行委員長が協議した結果、第9回大会をもって終了することとなりました。その後、五所川原市新型コロナウイルス感染症にかかる会議で中止すべきとの結果を受けまして、実行委員会では他の大会の開催状況を考慮すべき、時期尚早ではないかとの意見がありましたが、中止やむなしとの結論に至ったものです。理由といたしましては、全国各地から不特定多数の参加者がいること、2月末時点で800人程度の申し込みがあり3月以降の決定では対応不能となること、多くの子どもたちが参加すること、メイン会場として金木小学校を使用していること、参加者以外に900名規模のボランティアの協力が必要になること等でした。3月18日に実行委員会にて大会の終了と第9回大会中止への経緯を報告するとともに、参加料、広告協賛金ともに全額返金することを決定いたしました。今後は4月と6月に実行委員会を開催し、市補助金交付申請や返金のための事務処理、備品、消耗品等の残務整理を経て6月に実行委員会を解散する予定です。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○木村委員

残務整理についてはスポーツ振興係が行うのですか。

○スポーツ振興課長

そのとおりです。

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第14 追加議案第22号「五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に

ついて」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○学校教育課長

議案第22号「五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第15 追加議案第23号「五所川原市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○教育総務課長

議案第23号「五所川原市教育委員会職員の人事について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

「その他」として何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、これを持ちまして令和2年五所川原市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

午後2時32分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年3月23日

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 1番

丁子谷 悟

五所川原市教育委員会委員 2番

木 村 吉 幸

会議の書記 教育総務課長

川 浪 生 郎